

最高裁総一第120号

令和8年2月20日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

次席書記官を置く高等裁判所等の指定及び次席書記官の員数
の定めについて（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第4条第1項の規定による次席書記官を置く高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の次席書記官の員数が同表のとおり定められ、令和8年4月1日から実施されます。

なお、令和7年2月20日付け最高裁総一第174号総務局長通知「次席書記官を置く高等裁判所等の指定及び次席書記官の員数の定めについて」により通知された指定及び定めは、令和8年3月31日限り、取り消されます。

(別表)

1 高等裁判所

高等裁判所	員数
東京	5
大阪、福岡	4
名古屋、広島、仙台、札幌、高松	3

(注)

各高等裁判所の次席書記官のうちの一人は、当該各高等裁判所の総括企画官をもって充てるものとする。

2 地方裁判所

地方裁判所	員数
東京	12
大阪	9
名古屋	7
福岡	6
横浜、さいたま、千葉、神戸	5
宇都宮、長野、山口、長崎、鹿児島、札幌、松山	4
静岡、甲府、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、 金沢、富山、鳥取、松江、佐賀、大分、宮崎、山形、 盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知	3
水戸、前橋、新潟、京都、広島、岡山、熊本、那覇、 仙台、福島、高松	2

(注)

1 名古屋、福岡及び札幌各地方裁判所の次席書記官のうちの一人は、当該各

地方裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所の首席書記官をもって充てるものとする。

- 2 宇都宮、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知及び松山各地方裁判所の次席書記官のうちの一は、当該各地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の次席書記官をもって充てるものとする。

3 家庭裁判所

家 庭 裁 判 所	員 数
東京、横浜、宇都宮、長野、大阪、名古屋、山口、福岡、長崎、鹿児島、松山	4
さいたま、千葉、甲府、神戸、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、鳥取、松江、佐賀、大分、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知	3
静岡、札幌	2
水戸、前橋、新潟、京都、広島、岡山、熊本、那覇、仙台、福島、高松	1

(注)

次に掲げる家庭裁判所の次席書記官は、当該各家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の次席書記官をもって充てるものとする。

- (1) 横浜、さいたま、千葉、静岡、大阪、神戸、名古屋及び福岡各家庭裁判所の次席書記官のうちの一
- (2) 甲府、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、鳥取、松江、佐賀、大分、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及

び高知各家庭裁判所の次席書記官のうちの二人

(3) 宇都宮、長野、山口、長崎、鹿児島及び松山各家庭裁判所の次席書記官
のうちの三人

4 簡易裁判所

簡 易 裁 判 所	員 数
東京	3